

交通安全情報No.27

ストップ・ザ・交通事故

令和5年7月5日
警察本部交通部
交通総合対策センター

自転車の交通違反防止 ①～信号無視

道路交通法第7条～道路を通行する歩行者又は**車両等**は、信号機の表示する信号に従わなければならない。

罰則：3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金



自転車は車両等の「等」に含まれ、車と同様に信号を守らなければなりません。自転車の走行は「**車道が原則**」で、車道走行中に従うべき信号機は「**車両用の信号機**」になります。

街中に多い歩車分離の交差点



「ぶつからなければいい」ではない！歩行者からすれば歩いている近くを自転車が通れば恐怖を感じます。

中には人の合い間を縫うように通り抜ける自転車も見られます。

交通量が少ないT字路交差点



「車が来ていないからいい」ではない！信号無視する車は見かけないが、自転車は多い。「誰も見ていないから、免許がないから、誰にも迷惑かけないから...」その考え方は間違っています。

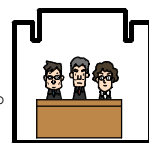
守るべき信号機は車両用

遵法精神の醸成

～民事上の責任の事例～

男性が日中、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性と衝突、女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡。

【判決～賠償額5,438万円】



＜自転車安全利用五則～交差点では信号と一時停止を守って安全確認＞